

報告事項 2

事務連絡

令和5年1月30日

大津市一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業者） 各位

大津市長 佐藤 健司

（公印省略）

大津市地域公共交通原油価格高騰対策事業費補助金交付制度の改正について（ご案内）

平素は本市交通行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、原油をはじめとするエネルギー価格の高騰は市内中小企業等の事業継続や雇用などに大きな影響を与えていることから、本市では、あらゆる市民が、多様な手段で安全・快適に移動できる環境の実現を目指すにあたり、地域住民の移動手段の維持・確保を図ることを目的に、「大津市地域公共交通原油価格高騰対策事業費補助金交付制度」を令和4年10月27日から開始し、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する額を対象に、補助金を交付しているところでありますが、令和5年1月30日付で、同制度の対象に、福祉タクシーを含めることといたしましたので、積極的にご活用いただければ幸いです。

記

- 1 制度内容 別紙、参考資料のとおりです。申請様式等は、下記の QR コードを活用し、ダウンロードをお願いいたします。



- 2 改正内容 上記制度の対象に、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）に基づき運行している福祉タクシーを含めるもの
- 3 改正日 令和5年1月30日（月）

【連絡先】

大津市建設部地域交通政策課（担当：長谷川）

Tel：077-528-2736 FAX：077-521-0427

Mail：otsu1801@city.otsu.lg.jp

【参 考】

令和 4 年 10 月 27 日

令和 5 年 1 月 30 日一部改正

大津市地域公共交通原油価格高騰対策事業費補助金交付基準

補助金の名称	大津市地域公共交通原油価格高騰対策事業費補助金交付基準
補助金の交付目的	原油価格の高騰の影響を受けながらも、地域住民の日常生活に必要な移動手段である地域公共交通の運行を維持している事業者に対し、その運行に必要な燃料等の購入に要する経費について、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する額を対象に、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地域住民の移動手段の維持・確保を図ることを目的とする。
補助金の交付対象者	市内で一般乗合旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者
補助対象経費	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 日までの間に、事業者が市内で運行している事業用自動車の運行の維持のために購入した燃料等（軽油、ガソリン、LP ガス及び電気）のうち、原油価格の高騰に伴う負担増に相当する部分を補助対象とする。 ただし、補助対象経費の上限は以下の通りとする。 【バス車両】（軽油）1 両当たり 160,900 円 【タクシー車両】（LP ガス）1 両当たり 55,700 円 （ガソリン）1 両当たり 27,300 円 （軽油）1 両当たり 12,900 円 （電気）1 両当たり 40,500 円 ※福祉タクシーは、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）に基づき運行しているものに限る。 ※補助対象経費の上限の基礎となる車両については、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 日までの間に、市内で運行の用に供していたものに限る。 ※バス車両は乗車定員 11 人以上の車両、タクシー車両は乗車定員 11 人未満の車両とする。
補助金の額	補助対象経費の額の 1/2（千円以下切捨て）
補助対象期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 日
補助金交付事業の開始時期	令和 4 年 10 月 27 日
補助金交付事業の終了時期	令和 5 年 3 月 3 日
その他	（補助金の交付申請および実績報告の同時申請） 事業者は、大津市地域公共交通原油価格高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 18 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより、交付申請と実績報告を同時に

	<p>行うことができるものとする。</p> <p>①実績報告書（兼補助金計算書）（様式12号の1及び2）</p> <p>②その他市長が必要と認めた書類</p> <p>（補助金の交付決定および額の確定の同時決定）</p> <p>市長は前項の規定による交付申請書兼実績報告書を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定および額の確定を行い、様式第19号により事業者へ通知するものとする。</p> <p>（軽微な変更）</p> <p>事業内容の変更を伴わず、補助金の額のみ軽微な変更（20%未満の減額）については、補助事業等の内容の変更の承認を必要としない。</p> <p>（関係書類の保存期間）</p> <p>事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。</p>
様式	別紙のとおり（下記QRコードからダウンロード願います。）
担当部署	建設部地域交通政策課